

# 茨城県立内原特別支援学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、いじめ問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また「いじめ防止法のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「茨城県立内原特別支援学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）を策定いたしました。

本校は、「児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた信頼される教育活動を行い、個々の能力や可能性を最大限に伸ばし、社会の中で明るく心豊かにたくましく生きる力を育成する」ことを教育目標に掲げ、日々の学校教育に全職員で取り組んでおります。

いじめは、社会において、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。よって、いじめ根絶に向け、児童生徒一人ひとりの尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先とする、いじめの未然防止、早期発見およびいじめへの対処が重要です。

今後、本校では、この「茨城県立内原特別支援学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、その他関係諸機関と協力して、「いじめをしない、させない、許さない」という認識をもち、いじめ防止等に真剣に取り組んでまいります。本校に関係する皆様には今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年 4月

茨城県立内原特別支援学校長 武井 和志

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### ○いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、「いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、児童生徒が十分に理

解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

## (2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

## (3) 学校及び教職員の責務

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア いじめの未然防止のために

- (ア) 学校の目指す児童生徒像の一つとして「自分もみんなも大切になかよく助け合う子」を掲げ、いじめをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 児童生徒の道德心を培い、自己有用感や自尊心、自負心の能力を高め、心の通い合う人間関係を築くため、さまざまな教育活動を通して道德教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 心の通じ合う児童生徒同士の「仲間」づくりを進め、クラスが何でも話し合える「居場所」にするとともに、いじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。
- (エ) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。
- (オ) いじめ発見等に関するチェックリストを作成・共有して全教職員でそのチェックリストに則り指導にあたる。
- (カ) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (キ) 保護者並びに関係機関との連携を図り、いじめが起こらないように情報を交換し共通理解を図る。

#### イ いじめの早期発見のための措置

##### (ア) いじめ調査等の実施

いじめは、大人の目につきにくいところで起こり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ① 児童生徒対象学校生活アンケート調査  
【年2回 5月、10月】
- ② 保護者対象学校生活アンケート調査  
【年2回 7月、12月】

③ その他個別面談、家庭訪問、学級担任等による保護者及び児童生徒からの聞き取り調査

(イ) いじめ相談体制

児童生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるように次のとおり相談体制の整備を図る。

① 学校のいじめ相談窓口の設置（生徒支援部、支援部）

② その他外部の相談窓口の周知（茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター、子どもホットライン、茨城県教育研修センター、内原地区交番等）

(ウ) いじめ未然防止等のための教職員の資質の向上

ささいな兆候であっても、いじめの可能性を含めて早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにするために、いじめの未然防止等のための対策に関する校内研修により、いじめの未然防止等に関する職員の資質向上を図る取り組みをする。

**ウ SNS等を通じて行われるいじめに対する対策**

(ア) 児童生徒対象に、「スマホ・ケータイ安全教室」等を開催し、SNS等を通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、情報を提供し啓発を図る。

(イ) 保護者が SNS等を通じて行われる児童生徒のいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、情報を提供し啓発を図る。

**エ 新型コロナウイルス感染症に関するいじめ等の対策**

(ア) 新型コロナウイルス感染症に伴う社会の状況や生活様式等について、児童生徒の発達段階や実態等に応じて授業等で指導に取り組み、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見によるいじめ等が発生することがないように、適切に対応する。

(イ) いじめ等アンケートに新型コロナウイルス感染症に関する項目を組み込み、児童生徒及び保護者の不安内容や相談内容等の確認を行い、いじめの早期発見に取り組む。必要に応じて担任等の聞き取り調査を行う。

(ウ) 必要に応じて個別面談や家庭訪問等で児童生徒の状況を的確に把握し、心の健康問題について、養護教諭等と連携しながら支援、相談等を行う。

**(2) いじめ防止等に関する措置**

**ア 「茨城県立内原特別支援学校生徒支援委員会」（いじめ防止対策会議）の設置**

いじめ防止、早期対応等を効果的に行うため、次の機能を担う「生徒支援委員会（いじめ防止対策会議）」を設置する。

(ア) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、部主事、生徒指導主事（小・中学部）、生徒指導主事（高等部）、支援部長、校内支援係長、養護教諭、その他校長が必要と認める者

(イ) 上記の構成員の他、校長が必要と認める場合には、専門的な知見を有する

者などを臨時的に構成員とすることができる。

(ウ) 校長は会議を総理し、会議を代表する。

(エ) 会議は次に上げる事務を所掌する。

①いじめの未然防止や早期発見に関すること(アンケート調査、個別面談等)。

②いじめの事案の確認とその対応に関すること。

③いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

④いじめの相談窓口として相談を受けること。

(オ) 会議は校長が招集する。

(カ) 会議は次の区分で招集する。

原則月1回招集し、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合は、その都度臨時会とし招集する。

(キ) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

## イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた児童生徒が、安心して教育を受けるために必要があると認める時は、保護者と連携を図りながら、一定時間、別室等において個別に学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの事案に係る情報を、関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## (3) 重大事態への対処

○重大事態とは

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ア 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

イ 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。

ウ いじめの被害を受けた児童生徒や、情報を提供した児童生徒を守るための措置を講ずる。

エ いじめの加害児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。

オ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

カ 上記調査結果については、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。

キ いじめの被害を受けた児童生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や学習支援を行う。

ク 当該事態の事実に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

#### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。また、いじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかや、学校の基本方針等について体系的に見直し、より適切ないじめ防止等の取り組みについて検証する。

#### 学校以外はいじめ等に関する主な相談機関

| 相談機関                   | 電話番号             |
|------------------------|------------------|
| いじめ・体罰解消サポートセンター（県央地区） | 029 - 221 - 5550 |
| 子どもホットライン              | 029 - 221 - 8181 |
| 茨城県教育研修センター            | 0296 - 78 - 2333 |
| 水戸警察署 内原地区交番           | 029 - 259 - 0110 |